

兵庫県公報

令和3年4月1日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成17年兵庫県告示第459号の6（不当な取引行為の指定）の一部改正（消費生活課）	1
○ 兵庫県保健医療計画の変更（医務課）	1
○ 農地中間管理機構の名称及び所在地の変更（農業経営課）	1
公 告	
○ 国際経済地区の指定（国際経済課）	2
公安委員会告示	
○ 暴力団追放事業を行う事務所の名称及び所在地の変更	2

告 示

兵庫県告示第423号の8

平成17年兵庫県告示第459号の6（不当な取引行為の指定）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1(28)の次に次のように加える。

(29)（重要事項について誤認を招く表示による勧誘）

自己又は提携する者が提供する商品等について無償又は著しい廉価であることを強調する一方、正確な取引内容を把握するのが困難となるような表示を行うことにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。



兵庫県告示第423号の9

兵庫県保健医療計画（平成25年兵庫県告示第545号、平成28年兵庫県告示第415号、平成28年兵庫県告示第914号及び平成30年兵庫県告示第375号）を、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6に基づき変更する。

変更した計画の詳細は、兵庫県健康福祉部健康局医務課及び各健康福祉事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三



兵庫県告示第423号の10

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第5条第2項の規定により名称の変更及び所在地の変更の届出があったので、次のとおり同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 農地中間管理機構の名称及び所在地
公益社団法人ひょうご農林機構 神戸市中央区下山手通5丁目7番18号
- 農地中間管理事業を行う事務所の所在地
 - 本社農地対策部
神戸市中央区下山手通5丁目7番18号
 - 神戸農地管理事務所

- 神戸市長田区浪松町3丁目2番5号（神戸農林振興事務所）
- (3) 阪神農地管理事務所
三田市天神1丁目10番4号（阪神農林振興事務所）
- (4) 加古川農地管理事務所
加古川市加古川町寺家町天神97-1（加古川農林水産振興事務所）
- (5) 加東農地管理事務所
加東市社西柿1075-2（加東農林振興事務所）
- (6) 姫路農地管理事務所
姫路市北条1丁目98（姫路農林水産振興事務所）
- (7) 光都農地管理事務所
赤穂郡上郡町光都2丁目25（光都農林振興事務所）
- (8) 豊岡農地管理事務所
豊岡市幸町7-11（豊岡農林水産振興事務所）
- (9) 朝来農地管理事務所
朝来市和田山町東谷213-96（朝来農林振興事務所）
- (10) 丹波農地管理事務所
丹波市柏原町柏原688（丹波農林振興事務所）
- (11) 洲本農地管理事務所
洲本市塩屋2丁目4番5号（洲本農林水産振興事務所）
- 3 変更する日
令和3年4月1日

公 告

国際経済地区の指定

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）第5条第3項の規定により、次のとおり拠点地区を指定したので、同条第4項の規定により公表する。

令和3年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

指定した拠点地区

- 1 拠点地区の種別
国際経済地区
- 2 指定の申出をした市町長
淡路市長
- 3 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積
淡路津名生穂地区
淡路市生穂新島の一部 約28.1ヘクタール
- 4 指定日
令和3年4月1日

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第102号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により都道府県暴力追放運動推進センターから暴力団追放事業を行う事務所の名称及び所在地を変更しようとする届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和3年4月1日

兵庫県公安委員会
委員長 奥谷勝彦

- 1 届出に係る都道府県暴力追放運動推進センター
公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター

2 変更に係る事項

名称	所在地	変更内容
公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター 加古川暴力相談所	加古川市加古川町寺家町天神木97番地の1 兵庫県加古川総合庁舎5階	廃 止

3 変更しようとする年月日

令和3年4月1日